

# 黒川谷ツ公園マスタープラン

平成19年3月

川崎市

# 目 次

はじめに

1. 黒川谷ツ公園の概要	1
(1) 概要	
(2) 沿革	
(3) 行政計画上の位置付け	
(4) 黒川谷ツ公園平面図	
(5) 公園の特徴と立地条件	
(6) 周辺土地利用計画図	
2. 公園の目指す方向性	5
3. 黒川谷ツ公園の管理の考え方	6
4. 黒川谷ツ公園の管理の方針	7
5. 黒川谷ツ公園の管理計画	8
(1) 黒川谷ツ公園の維持管理計画区分図	
(2) 黒川谷ツ公園の維持管理計画項目	
(3) 黒川谷ツ公園の運営管理計画	
6. 今後の展望	13

## はじめに

黒川谷ツ公園は、黒川特定区画整理事業により創出された5つの都市計画公園の一つで、面積約3.2haの近隣公園であり、希少な動植物が生息・生育する自然豊かな公園となっています。

公園内の動植物を後世にわたって維持保全していくには、どのような管理内容をどの時期に誰が実践していくかを検討し、それを年間の管理計画として確立し、それに基づく維持管理を実践していくことが必要となります。

このようなことから、平成18年8月から平成19年2月の間に、はるひ野地区周辺の住民の方々を中心に、公園の維持管理等に関するワークショップを合計で6回開催し、黒川谷ツ公園の今後の管理の方向性や公園の活用方策等について議論を深めてきました。

この公園マスタープランは、これらの成果をまとめたものであり、黒川谷ツ公園の今後の目指す方向性、管理の考え方、管理方針、管理計画の内容などをこれまでの議論を踏まえてまとめています。

この公園マスタープランが、今後の管理の道しるべとなり、黒川谷ツ公園が人と自然が共生する自然共生型の公園として大切に維持されていくことを期待します。

## 黒川谷ツ公園マスタープランの策定について

### 1. 黒川谷ツ公園の概要

#### (1) 概要

名 称：黒川谷ツ公園  
面 積：約 3.2ha  
所 在 地：川崎市麻生区はるひ野 5 丁目 9  
種 別：近隣公園  
供用開始（告示日）：平成 18 年 4 月 12 日

#### (2) 沿革

平成 元年 5 月	黒川土地区画整理促進区域の都市計画決定 黒川特定土地区画整理事業の都市計画決定
平成 3 年 3 月	黒川特定土地区画整理事業の都市計画の認可
平成 6 年 2 月	黒川特定土地区画整理事業の都市計画変更（第 1 回）
平成 7 年 1 月	黒川地区地区計画の都市計画決定（川崎市告示第 26 号）
平成 12 年 2 月	黒川特定土地区画整理事業の事業計画変更（第 2 回） 黒川地区地区計画の都市計画変更（川崎市告示第 79 号）
平成 12 年 12 月	3・3・710 号黒川谷ツ公園の都市計画決定（川崎市告示第 644 号）
平成 18 年 8 月	公園の供用開始

#### (3) 行政計画上の位置付け

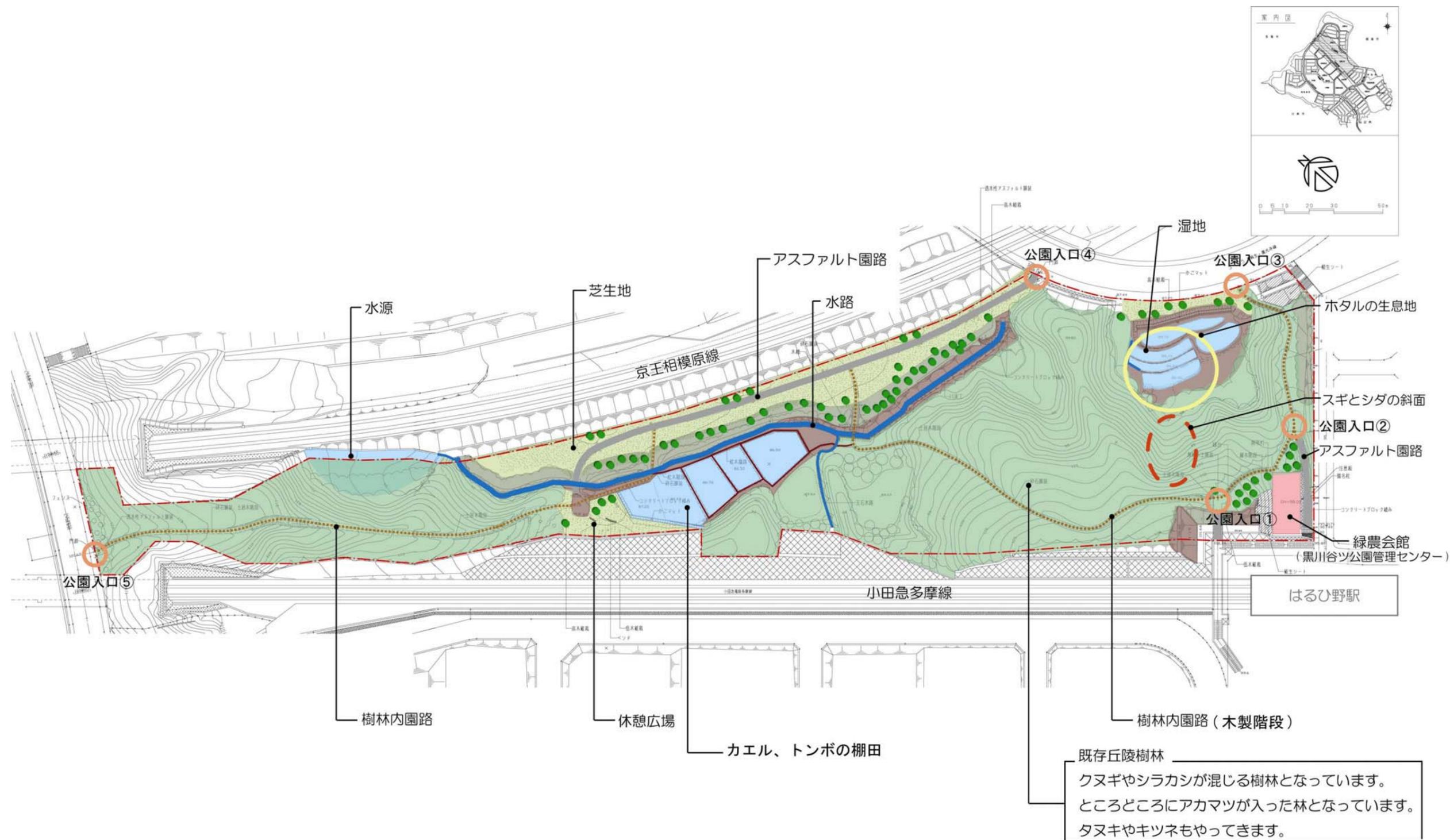
一川崎市緑の基本計画一かわさき緑の 30 プランにおいて、黒川谷ツ公園は、多摩丘陵緑化ゾーンに位置し、以下の緑化方針があげられている。

- ・ 農と斜面林が一体となったふるさとの風景の保全と再生を図る。
- ・ 斜面緑地の二次林を維持する。
- ・ 良好な住環境と一体となり、多様な生物の生息可能な空間をつくる。
- ・ 水辺の復活を図り、多様な空間をつくる。
- ・ 丘陵地と崖線の樹林の保全と再生により自然の基盤を強化する。
- ・ 緑を媒体として人の輪を広げる。
- ・ 市民・企業・行政のパートナーシップにより緑づくりを進める。

また、区別計画では、麻生区の都市緑化の方向性として以下の点があげられている。

- ・ 農業公園づくりなど、農のある風景づくりをとおして市民と農業のふれあいを進めます。
- ・ 自然と調和した開発により、生態系に配慮した緑豊かなまちづくりを進めます。

(4) 公園平面図



## (5) 公園の特徴と立地条件

### (全体の特徴)

本公園は、丘陵地を中心にまとまった雑木林がみられ、低地には、放棄耕田により成立したヨシを中心とした湿地環境や、湧水や小川がみられる自然が豊かな公園となっている。

また、本公園には、黒川地区の土地区画整理事業に伴う環境影響評価において保全対象に指定された動植物が移植・移設されている。環境影響評価において保全対象となっている種は、タマノカンアオイ、ノハナショウブ、タヌキモ（正式にはイヌタヌキモ）、動物は、ゲンジボタル、キイトトンボ、コオイムシである。このうち、タマノカンアオイ、ゲンジボタル、キイトトンボは、従前から当地に生息・生育しており、移植・移設された種は、タマノカンアオイ、ノハナショウブ、タヌキモ、ゲンジボタル、コオイムシである。

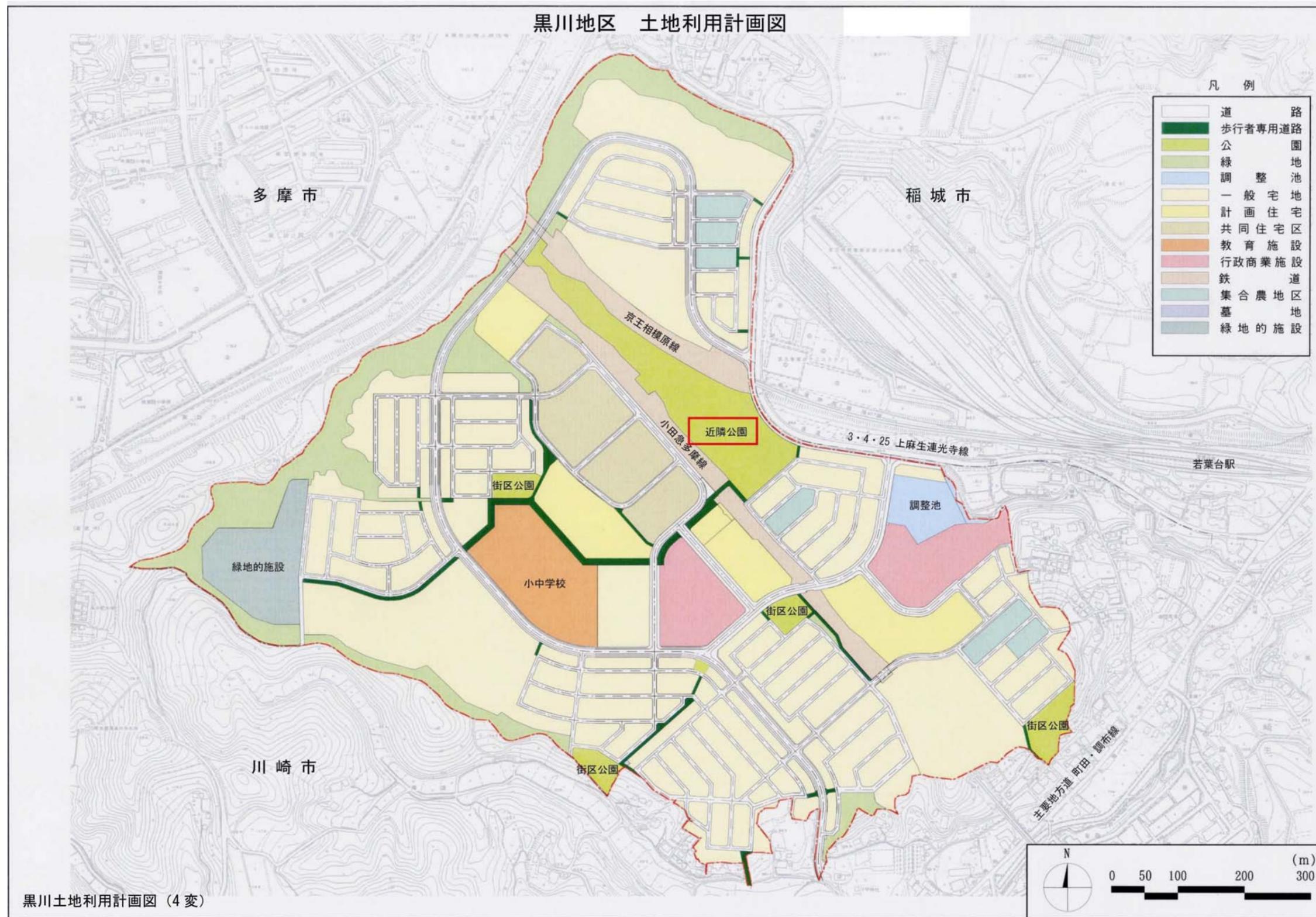
### (自然条件)

- ・ 湿地や湧水、小川、雑木林などの多様な環境がみられる。
- ・ 多様な環境に適応した多様な動植物が生育・生息する。
- ・ 既存樹林は雑木林を中心とした植生となっている。
- ・ 周辺地域から希少種が移転・移植されている。

### (社会条件)

- ・ 本公園は、川崎市北西部の麻生区に位置する。
- ・ 公園周辺は、区画整理事業で創出された新しい住宅地であり、多摩ニュータウンに隣接するエリアに位置する。
- ・ 小田急多摩線はるひ野駅から徒歩1分、京王相模原線若葉台駅から徒歩10分と交通アクセスに恵まれている。

(6) 周辺土地利用図



## 2. 公園の目指す方向性

黒川谷ツ公園には、黒川地区の既存の雑木林や、湿地環境が保全され、多様な動植物が生息・生育している。また、公園周辺には、黒川よこみね特別緑地保全地区があり、地域の緑の連続性が確保されている。

また、黒川谷ツ公園は、交通アクセスに恵まれているとともに、住宅地が近接していることから、近隣住民の積極的な公園利用が期待される。

このような特徴を持つ黒川谷ツ公園において、公園の目指す方向性を以下に示す。

### ●地域固有の自然環境を保全した公園づくり

黒川の既存の雑木林や湿地からなる地域固有の自然環境を保全していきます。

### ●自然環境を活用し、楽しむ公園づくり

市民が自然を楽しみ利用できる公園づくりを進めます。また、自然環境学習の場となるような公園を目指していきます。

### ●持続可能な公園づくり

公園内で発生した剪定枝・落ち葉などを有効に活用して、資源循環型の考え方を取り入れた公園管理を実践していきます。

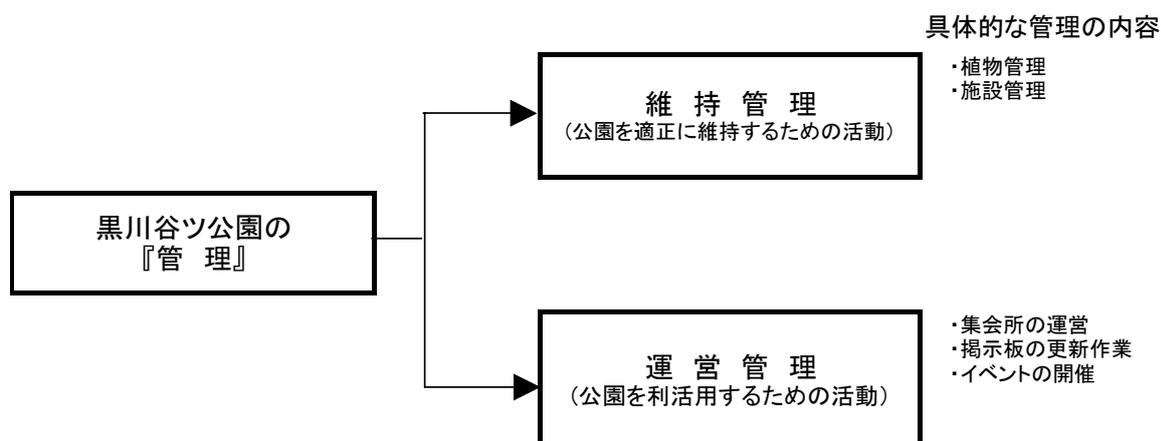
### ●多様な主体の連携による公園づくり

上記を実現するために市民、事業者、行政が連携した公園管理を行っていきます。

### 3. 黒川谷ツ公園の管理の考え方

通常、公園の管理とは、樹木の剪定や草刈など、公園を適正に維持する活動あるいは作業のことを指す場合が多いが、本公園における『管理』の概念は、公園を適正に維持するための活動である『維持管理』と、公園を利活用するための活動である『運営管理』の両面を含むものとする。

黒川谷ツ公園においては、地域固有の自然環境が保全され、多様な動植物が生息していること、また、この貴重な自然環境を環境学習等で活用する場としての機能が求められていることから、本公園における『維持管理』と『運営管理』はどちらも不可欠なものであり、これらを適切に実践し、よりよい公園づくりをしていく必要があることから、本マスタープランでは、『4. 公園管理の方針』において『維持管理』と『運営管理』をあわせ、総括的に公園全体の管理方針を記述し、『5. 公園管理計画』においては、『維持管理計画』と『運営管理計画』に分けて具体的に計画を記述することとする。

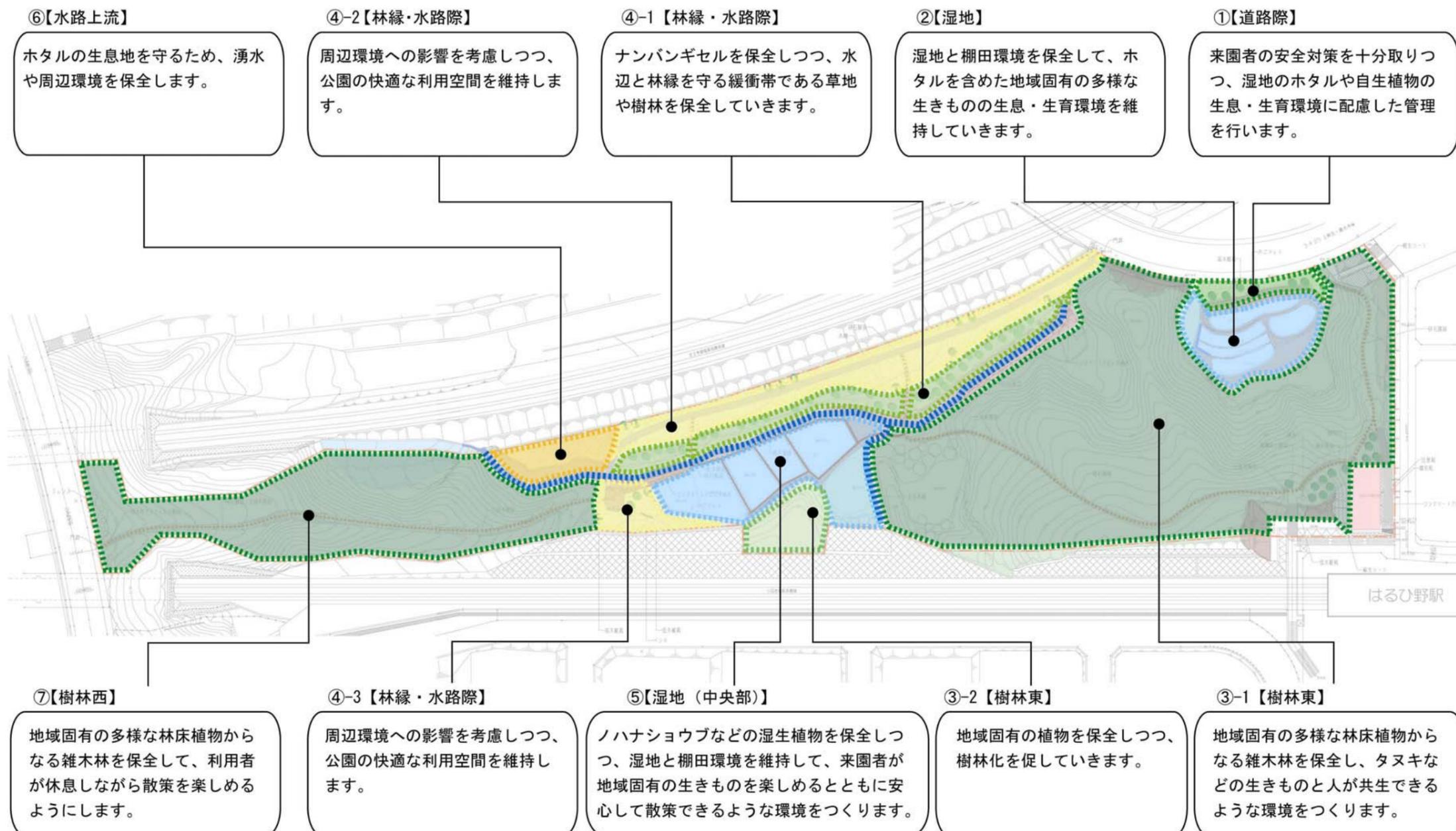


黒川谷ツ公園の管理の考え方

## 4. 黒川谷ツ公園の管理方針

### 全体の管理方針

公園に残された黒川の雑木林や湿地からなる地域固有の自然環境を保全し、市民が自然を楽しみ利用できる公園づくりを進めます。ここでは、循環型の考え方を取り入れ、自然環境学習の場や癒しの場となるような公園を目指します。そして、これを実現するために市民、行政、周辺事業者と連携した公園管理を行っていきます。



## 5. 黒川谷ツ公園の管理計画

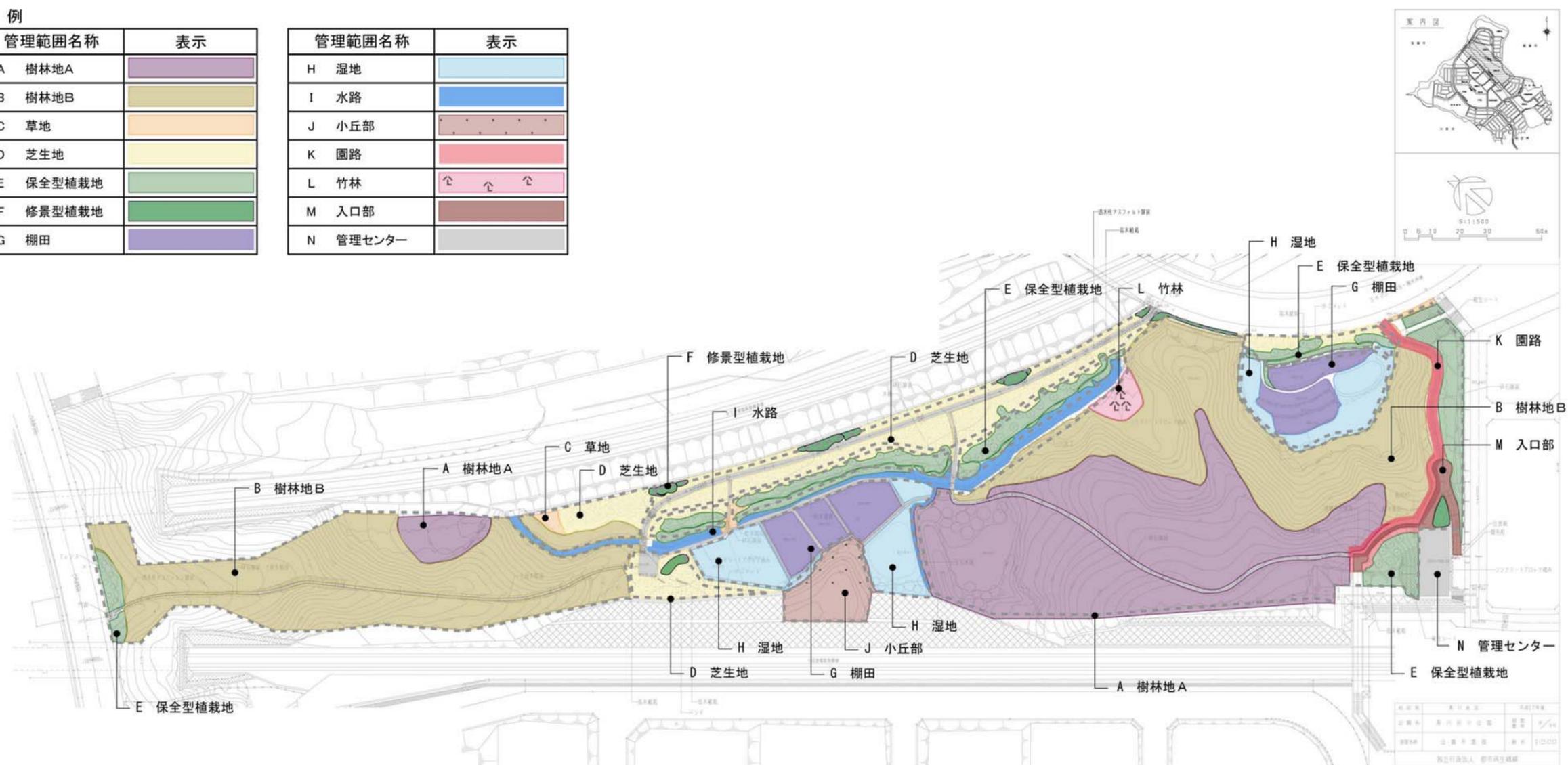
### (1) 黒川谷ツ公園の維持管理計画区分図

維持管理計画区分図は、維持管理が樹林や、湿地などの自然環境タイプごとに異なるため、それらの環境をもとに区分している。

凡例

管理範囲名称	表示
A 樹林地A	
B 樹林地B	
C 草地	
D 芝生地	
E 保全型植栽地	
F 修景型植栽地	
G 棚田	

管理範囲名称	表示
H 湿地	
I 水路	
J 小丘部	
K 園路	
L 竹林	
M 入口部	
N 管理センター	



(2) 黒川谷ツ公園の維持管理計画項目

地図表示	管理作業場所	管理作業名	作業難易度	作業内容	作業頻度	作業時期	作業主体
A	樹林地A ＜地域固有の多様な林床植物からなるネザサが多い雑木林の保全＞	林床草刈	○	表土を露出しないようにくさし程度までの高さでササ刈りを行う	1回/数年	3月または11月	ボ
		林縁管理	○	繁茂したクズを払いとる	適宜	適宜	ボ
		枯損木処理	△	基本的には自然放置し、支障となる木を現地処理する	適宜	適宜	行
		カントリーヘッジづくり	◎	園路沿いあるいは特定の場所に枯れ枝や枯損木を利用してカントリーヘッジをつくる	適宜	適宜	ボ
		萌芽更新	△	一定面積を対象に実施して、雑木林の保全更新作業を行う	適宜	適宜	行
B	樹林地B ＜地域固有の多様な林床植物からなる雑木林の保全＞	枯損木処理	△	基本的には自然放置し、支障となる木を現地処理する	適宜	適宜	行
		カントリーヘッジづくり	◎	園路沿いあるいは特定の場所に枯れ枝や枯損木を利用してカントリーヘッジをつくる	適宜	適宜	ボ
		草刈り	△	機械により草刈りを行う	2回/年	5月、9月	行
		萌芽更新	△	一定面積を対象に実施して、雑木林の保全更新作業を行う	適宜	適宜	行
C,D	草地 ＜快適な利用空間の維持＞	草刈り	△	機械により草刈りを行う	3回/年	6月、8月、10月	行
		除草	◎	セイタカアワダチソウなどの外来種を手抜き除草する	1回/年	7月	ボ
E	保全型植栽地 ＜水辺や林縁の緩衝帯の保全＞	林縁管理	○	繁茂したクズを払いとる	1回/年		ボ
		林縁草刈	△	希少種(ナンバンギセル)に留意しつつ草刈りを行う	2回/年	6月、9月	ボ
F	修景型植栽地 ＜快適な利用空間の維持＞	刈込み	△	植栽低木を対象に刈込みを行う	1回/年	9月	行
		灌木内除草	◎	希少種(ナンバンギセル)に留意しつつ植栽低木周辺の除草を行う	2回/年	6月、9月	ボ
G	棚田 ＜湿生植物の保全と利用者が楽しめる湿地環境の維持＞	ヨシの間引き	△	ヨシの繁茂を抑制して、背の低い湿地植物を維持するためヨシを刈り取る	2回/年	4月、5月	行
		除草-1	△	畦を対象に、表土が露出しない程度にくさし程度の高さで刈り取る	1回/年	4月	行
		除草-2	◎	セイタカアワダチソウなどの外来種を手抜き除草する	1回/年	7月	ボ
		草刈り	△	畦の上面を対象に、表土が露出しない程度にくさし程度の高さで刈り取る	3回/年	5月、7月、9月	行ボ
H	湿地 ＜湿生植物の保全と利用者が楽しめる湿地環境の維持＞	手刈り	○	希少種が被圧されないように周辺の大型植物を手作業で刈り取る	数回/年	適宜	ボ
		ヨシの間引き	△	ヨシの繁茂を抑制して、背の低い湿地植物を維持するためヨシを刈り取る	2回/年	4月、5月	行
		除草	◎	セイタカアワダチソウなどの外来種を手抜き除草する	1回/年	7月	ボ
		クズ払い	○	繁茂したクズを払いとる	1回/年		ボ
I	水路 ＜水環境の保全と外来種の繁茂の抑制＞	草刈り	○	水路内に光が入るように水路内、水路際の草刈りを行う	3回/年	4月、5月、6月	ボ
		除草	◎	クレソン、キショウブなどの外来種を手抜き除草する	2回/年	4月、6月	ボ
		水路管理	◎	水路の施設点検、ゴミ拾いなどを行う	適宜	適宜	ボ
J	小丘部＜樹林化の促進＞	草刈り	△	表土が露出しない程度にくさし程度の高さで刈り取る	2回/年	6月、9月	行ボ
K	園路	幅刈り	△	両側幅約1.0mの範囲を表土が露出しない程度にくさし程度の高さで刈り取る	2回/年	6月、9月	ボ
L	竹林	間引き	△	タケ類の生育範囲が拡大しないように間引きする。	1回/年	6月	ボ
M	入口部	清掃及び除草	◎	入口部の清掃と除草(手でできる範囲)を行う	1回/月	毎月	ボ
N	管理センター	施設点検	×	建物内外の施設点検を行う	1回/月	毎月	行
		清掃	◎	建物内及び建物周りの清掃を行う	1回/月	毎月	ボ
	各施設(外周フェンス・階段など)	施設点検	×	施設に異常がないか安全点検を行う	適宜	適宜	行
	全域	貴重種の保全措置	○	貴重種を保全するために発生する維持管理作業を行う	適宜	適宜	ボ

※作業難易度は、管理作業の難易度により区分したもので、以下の基準をもとに区分しています。

- ◎ 対象植物などを把握した前提で、機械やカマなどの管理道具を用いることなく管理が実施可能で、管理内容が容易なもの
- 対象植物などを把握した前提で、機械は用いないが、刃のあるカマなどの器具を用いて管理を行うもので、作業に留意しつつ管理を実施できるもの
- △ 機械やカマなどの管理器具を用いる管理で、器具の扱いに馴れており、安全管理を正しく把握したうえで管理が実施できるもの
- ×

※緑色の着色部分は作業の難易度に基づき、ボランティアでもすぐに作業可能と思われる項目を抽出したものです。

※作業主体の「行」は行政を示し、「ボ」はボランティアを示します。

## (3) 黒川谷ツ公園の運営管理計画

## 1) 運営管理の内容

公園管理の方針に基づき、黒川谷ツ公園では、以下の運営管理を実践していくものとする。なお、実践に際しては、維持管理に伴う運営管理を優先して行い、継続的な運営管理に負担のないように実施していくものとする。(運営管理計画においては、提案的な要素も含むものとし、市民の活動意欲に応じて、常時計画内容の拡充や見直しを図っていくものとする。)

運営管理項目	作業難易度	作業内容	作業頻度	作業時期	運営管理の目的
施設運営	◎	公園の5箇所の門扉の鍵の開錠と施錠	公園開放日	通年	入退園管理
	◎	集会所の鍵の開錠と施錠	集会所利用時	通年	
催物	△	伐採材を用いたイスなどの創作	適宜	通年	リサイクルの推進
	△	シイタケの栽培	適宜	通年	
	◎	カントリーヘッジづくり	適宜	通年	
	○	アメリカザリガニ釣り大会	適宜	通年	自然環境の保全
	△	田んぼづくり※1	適宜	春～秋	
	◎	落ち葉堆肥場づくり	適宜	通年	
	○	子供たちによる小鳥の巣箱づくり	適宜	通年	
	○	樹木・野草観察会	適宜	通年	公園のPR
	○	鳥類観察会	適宜	通年	
	○	ホタル観察会	適宜	6月	
	○	トンボ・チョウ観察会	適宜	夏期	
	○	カエルの卵、オタマジャクシ観察会	適宜	1～3月	
	○	タケノコ取り※2	適宜	4～5月	
利用案内	◎	掲示板の更新作業	適宜	通年	
広報	○	(公園ニュースレターなど)	適宜	通年	

作業難易度は、管理内容の難易度により区分したもので、以下の基準をもとに区分しています。

◎ 特別な技術や知識はらず、作業が容易なもの

○ 特定のノウハウが必要となり、利用者サービスに配慮する必要がある

△ 特定の器具を用いるため器具の扱いに馴れており、安全管理を行える必要がある

※1 田んぼづくりについては、反対意見があるため、協議の上実施を検討する。

※2 タケノコ取りやその他山菜の採取については、公園利用者に多く採取された場合、消失する恐れがあるため、植物が消失しないように対策が必要。

## 2) 公園開放のあり方

黒川谷ツ公園は、黒川の雑木林や湿地などの地域固有の自然環境が保全された自然豊かな公園です。しかし、今後、公園利用が促進されることに伴い、利用者がもたらす自然環境への影響が考えられ、これらの影響を抑止ないし防止する管理が必要となってきます。考えられる人為的な影響としては、犬の散歩や放し飼いによる鳥などの小動物への悪影響や、希少動植物の盗掘・採取、その他にも、楽器演奏や宴会利用など音が出ることによる動物への影響、ゴミの投棄、本来この地域に存在しない外来動植物の持ち込みなど、様々な問題が考えられます。

このような問題が発生し得ることも考慮し、黒川谷ツ公園では、当面どのような公園開放のあり方がよいのかを検討し、以下の方針があげられました。

黒川谷ツ公園においては、自然環境の保全や利用者に対する配慮が重要であることから、管理者がいる場合のみ開放する方針とする。

管理者を置くことにより、安全管理、利用指導、環境管理、動植物モニタリング、利用案内(ガイドツアー等)、利用者調査による今後の公園管理運営計画の立案などを実施することが可能となり、黒川谷ツ公園の自然環境を保全し、利用者へのサービスを向上する上で、好ましい公園開放のあり方となると考えられます。

開放する日時・回数等については、常駐させるための人件費等を考慮する必要があることから、年度ごとに段階的に増やしていく体制をとっていく方針とする。

ただし、動植物への配慮並びに青少年非行を防止する観点から夜間の公園利用は想定しないという考え方で公園がつくられた経緯がありますので、夜間閉鎖を前提とした開放とする方針とする。

## 6. 今後の展望

6回にわたるワークショップにより、主に公園管理の目指す方向性や基本的な考え方について、地域住民の方々を中心にマスタープランとして取りまとめ作業をしてまいりました。今後は、本マスタープランに基づき、具体的な維持管理及び運営管理体制をつくり、管理を実践していくこととなります。ただし、本マスタープランは現時点での地域住民のみなさまの意見を最大限集約し、この度いったん完成という形になりましたが、社会情勢の変化や自然条件の変化等により、内容が時代の流れにあわなくなった、あるいは新しいよりよいあり方が台頭してきたときには、計画の見直しを図っていくものとします。